

令和5年 第7回米原市定例教育委員会

日 時：令和5年7月27日（木） 午後2時00分開会
場 所：米原市役所 コンベンションホール

(出席者)

教 育 長：馬淵教育長
教 育 委 員：中川委員、本庄委員、膽吹委員、法戸委員
教 育 部：口分田部長
教 育 総 務 課：梶田課長
学 校 教 育 課：北川課長
ス ポ ー ツ 推 進 課：高木次長
生 涯 学 習 課：平山課長
函 書 館：梶川館長
学 校 給 食 課：花部課長
書 記：奥村、辻村

(欠席者)

教 育 委 員：井口委員

1 開 会

2 教育長挨拶

皆さんこんにちは。長浜市の公共施設のプールの事故で若い命が奪われました。今後、どうすれば起きなかったのか、どこに瑕疵があるのか解明されていくと思いますが、まずは哀悼の意を表したいと思います。命に関わる別の話をしたいと思います。皆さんに配布した資料ですが、これは文部科学省の通知の中にあつたもので、18歳以下の日別自殺者数は9月1日が最も多いです。これは一目瞭然です。下の関係記述に書いてありますが、18歳以下の自殺者において、過去約40年間の日別自殺者数を見ると、夏休み明けの9月1日に最も自殺者数が多くなっているほか、春休みやゴールデンウィーク等の連休等、学校の長期休業明け直後に自殺者が増える傾向にあると書かれています。3ページ目には「こどもの自殺対策緊急強化プランのポイント」について書いてあります。そのリスクの早期発見のところに、1人1台端末の活用等により自殺リスクの把握と書かれています。これは7月10日付けで文部科学省から滋賀県に出ている児童生徒の自殺予防に係る取組についてという通知です。通常、何日か置いて県の通知が国の通知に付け加えられて送られてくるのですが、この場合は次の日の7月11日付けで各市町教育委員

会と県立学校に通知が送られてきました。そこには各学校において長期休業の開始前から1人1台端末等を活用しつつ、アンケート調査、教育相談等を実施し、悩みや不安を抱える児童生徒の把握を行うことと書かれています。本市においても、小中学校の全ての児童生徒がタブレットを持ち帰って、教員がコロナの時に健康観察等をした要領で、子どもたちの健康観察をしたり、いろいろなメッセージを送ったりして自殺予防への対応をしていくこととなります。かつて私たちが教師をしていた時には、夏休みに子どもたち1人1人にはがきを送っていました。はがきほどの温もりはありませんが、早期にその子どもの状況が分かる、あるいは返信して来ない子どもについては、早急に子どもの様子を見に行くこともできますので、こういった対応をしているということを皆さんにお伝えしておきたいと思えます。以上、最初の挨拶とします。

3 会議録承認

令和5年第6回定例会議事録

4 議案審議

議案第28号 令和6年度小学校教科用図書の採択について

【学校教育課】

(内容) 7月14日に滋賀県第5地区第2回教科書採択協議会が開催され、令和6年度から湖北2市の公立小学校と義務教育学校前期課程で使用する教科書を選定しました。教科書の採択につきましては、地方教育行政の組織および運営に関する法律第21条第6号の教育委員会の職務権限にありますように、各教育委員会が教科書の最終の採択権者になりますので、採択協議会の選定結果を踏まえまして、教科書の採択をお願いしたいと思います。

— 以下、議案に基づき説明 —

A委員 : どの教科書もQRコード等のデジタルコンテンツが豊富に入っていて今の時代にあった工夫が随分されていると思えます。1つ質問ですが、GIGAスクール構想で各学校の子どもたちに1人1台ずつタブレットを貸与するというようになって、米原市も全て配置が済んでいるということですが、それを前提にして、特に社会や理科等は補足的なことも意欲がある子どもは自分でどんどん調べられるようになっていると思えますし、学校の中で先生が動画や写真を見せて学習させる際には、電子黒板のような大きな画面で見せれば良いと思えますが、例えば、子どもがその分野にすごく興味があるということで、家庭のスマホやタブレットで見るのは自由ですが、全ての子どもが平等に学習できる環境にあるのかどうかを考えた時に、学校のタブレットを持って帰って良いのでしょうか。先生が宿題を出してタブレットを一斉に持って帰らせるということはできると思えますが、個人的に興味関心がある子どもが家でも見た

いからタブレットを貸してくださいということがあった時に、現状どうなっているのか教えていただきたいと思います。

事務局 : この3年間でタブレットの配置が進み、コロナで休校の時は家に持って帰って学習を進めましたが、基本的に校長先生の判断で持って帰っていただけだと思います。米原市として駄目ということは言っていません。実際に何人が持って帰っているかの把握はしてないですが、校長先生の判断でしていただけるようになっています。

A委員 : 管理の問題など色々クリアするハードルはあると思いますが、こういう時代になって来ているし、こういう教科書になって来ているので、学校判断になると思いますが、柔軟に対応して可能な限り子どもたちの意欲が満たされる状況に持っていけると良いと思います。教科書を見ていると社会や理科に限らずいろんな動画などが入っているので、そういう環境に進んでいくと良いと思います。

B委員 : 全部は見切れていないですが、教科書のサイズが大きくなっているし、カラーが多く、挿絵もたくさん使われているなという印象です。選定委員が十分に考えて選んでくださったのでそれで十分かと思います。

C委員 : 教科書の特徴を聞いていると子どもたちが興味を持ちやすい写真や絵があつて、どこの教科書もきつとそのようになっていると思いますが、特にというものを選んで見せていただいているので、特に重点的に見たというような話があれば教えていただきたいと思います。

事務局 : 協議会の中で出ていた言葉として、教科横断的という言葉がありまして、他の教科との関連を子どもたちが分かりやすく見通せるような内容になっているかどうか、表示になっているかどうかというところはどの教科においても出て来ていたと思います。教科書のサイズにつきましても、同じ教科でもサイズが違って各出版社の意図があつたり、あるいは上下巻分けたり分けなかったりというところもそれぞれ工夫されていると思いました。QRコードを読み込んだ先で何が出て来るのかというところで、動画を頑張っていたり、ワークシートを頑張っていたり、教科書の書面の記述だけではなく、リンク先についても、選定委員は丁寧に調査をしていただいたという印象を持っています。

D委員 : タブレットありきという形での教科書の選定ということで聞かせていただいたのですが、ハードはあってもそれを使いこなせるのか、特に1

年生や2年生あたりの低学年の子どもがどの程度使いこなせているのかなと思います

事務局 : 小学校低学年と高学年ではタブレットを使う頻度は高学年の方が高いです。低学年の場合は、ちゃんと鉛筆を使ってやった方が子どものためになる時には鉛筆とノートでやっていますし、視覚的な動画の方が効果的だという時にはタブレットを使ったりして、小学校低学年では場面を選んで効果的に使っている印象です。米原市の課題としては学年というよりは学校の格差です。やはり得意な先生とまだまだ慣れていない先生との差が正直ありますので、特に小学校は担任が授業していますので、その差を埋めていくのが我々も把握している課題だと思っています。

教育長 : 例えば国語の教科書を見ていると1年生と6年生ではボリュームがかなり違いますし、算数の教科書は低学年は上と下に分かれていて、高学年は1冊ということで、持って行ったり帰ったりというのは相当配慮されていると思いました。教科書は学校で使って教えるわけですが、子どもたちは家庭学習でも当然使います。通常、子どもたちは教科書をどのぐらい持って行ったり帰ったりしているのか、あるいは学校の方針として学校に教科書を置いて行くことを許しているのかどうか、そのあたり具体的にどうなっているか教えていただけたらと思います。

事務局 : 昔は教科書を学校に置いて帰ることは許されていないということで、必ず机の中を空にして、重たい鞆を持ち歩くというのが当たり前だったと思いますが、今は、学校によって多少の差はあると思いますが、炎天下の中で教科書を持ち歩くことも子どもたちの負担になります。教科書のサイズが大きくなってきているのも、持ち帰らずに学校に置いておくということもあつて増えて来ているのかなと思っています。教科書で宿題に必要なものは、子どもたちが自分で必要だと思って持ち帰って、この教科書は使わないから置いておく。教科書によっては2年間同じものを使うこともありますので、頻繁に持って帰ることで紛失の危険もありますので、担任が子どもたちが帰る前に指導しながら子どもたちが自分で持ち帰るものを考えるような指導をしていると認識しています。

原案承認

議案第 31 号 令和 6 年度小学校特別支援学級各教科用一般図書の採択について

【学校教育課】

(内容) 特別支援学級、知的障害学級の生徒児童につきましては、学校教育法附則第 9 条によりまして、特別支援学級において、生徒の障害の程度に応じた適切な教科書がないなど特別の場合には、選定された教科書以外の一般図書、いわゆる一般に販売されている書籍のうち、各教科の教科書として値するものを教科書として使用することができるかとされています。これに従いまして、教科書採択の特別支援教育部会におきまして、これまで使用していた一般図書について見直しを行いました。絶版等の図書もありましてそれらに代わる図書を選考し、滋賀県第 5 地区教科書採択協議会に報告していただきました。協議会の慎重審議のもと選定した一般図書につきましても、採択をお願いしたいと思います。

— 以下、議案に基づき説明 —

A 委員 : 特別支援学級は制度的にも難しいところもあって、いわゆる一般図書、普通の本屋で売っている本を教科書として使った方がその子どもにとって適しているということであれば、先ほどの検定教科書以外の一般図書を使うことができるという特例を説明されまして、一般図書というのは出版会社によっては絶版にしますとか、改訂しますので同じものはありませんということが年度途中にも結構あるかと思えます。検定教科書は 4 年間ずっと供給されるのですが、一般図書を特別支援学級の子どもに選んだ場合は、その都度この表を作り直さないといけないという問題が生じて来るわけです。確認する必要があるということで、第 5 地区の担当に文部科学省から通知が来るので、この本が来年は供給されるかどうかを出版会社へ聞いて、来年も出版しますという確認を得て、この表をまた出されると思えます。それでよろしかったですね。

事務局 : 詳しい情報を持ち合わせていませんので、確認させていただいて報告させていただきます。

A 委員 : 多分そういう形になると思うのですが、その都度、協議会を開かれるかは地区の事情によって違うと思いますが、そうでないと選ぶ本がないということになりますので、そのためには一手間いるということで事務局の方で御苦労いただくとお思います。それと一般図書の中で、外国語の 5 年生の図書には 0 歳から 4 歳という文言がその本のタイトルに入っていて、道徳の図書のタイトルには、4・5・6 歳という文言が入っています。もし教科書としてこの一般図書を選んで子どもに渡す場合、本人または保護者が 0 歳から 4 歳の子どもが対象の本だということが表紙に

書いてありますので分かります。子どもの実態から見れば内容としてはぴったりのものであってもそういう文言がありますので、これは1人1人に採択をしますので、そのあたりを担当の先生、校長先生、教頭先生、教育委員会事務局も含めて十分に配慮して保護者と相談しながら、子どもたちに適した教科書を提供して欲しいと思います。そういうことをしっかり思いながら選択していくことが非常に大事で、子どもたちの自尊心なども大事だと思いますので、事務局から先生に伝えていただければと思います。

B委員 : 特別支援学級の教科書もきつと他の教科書と同様に年々変化して新しく作っていただいていると思いますが、その子に合った支援をするための教科書を選ぶと、10人いたら10通りの支援の形があって、使う教科書も違うと思いますので、この中からその子に合った教科書を使って指導していただきたいです。特別支援学級を担当していたこともありまして、例えば小学校1年生には1年生なりのプライドがありますし、幼児向けの本を使うに当たって使う方も細心の注意を払っていたような記憶があります。自分が大好きな教科書を使って、自分に合った教科書で子どもたちが望んで勉強してくれると良いと思いますので、それぞれに合った使い方で指導していただけるとありがたいと思いました。

原案承認

議案第29号 後援等名義使用承認（共催）について 【学校教育課】

○令和5年度滋賀県第5ブロック学校保健研究大会

— 以下、議案に基づき説明 —

A委員 : 共催と協賛と後援があつて、後援と共催の違いは何があるのでしょうか。

事務局 : 共催ですと一緒に事業の実施をしていくことになると思います。後援ですと名義によって支援をすることになると思います。

A委員 : 共催となると主催者側として誰かが出るということですか。教育長かどうかは別にしても、後援も来賓ということで参加する場合がありますが、一緒に開催するということは主催者として何らかのスタンスがあるのかなということで、共催と後援で文面は同じようなものだと思いますが、運営上や補助金の関係など、何か違いがあるのかと思いました。

事務局 : 開会の挨拶につきまして今回の要項を見ていただきますと、祝辞として長浜市教育長と書いてありまして、主催側だと祝辞ではないのではないかとこのことを事務局と話していたところです。共催に合うようお願いをしていこうと思っています。去年までは後援だったので長浜市教育委員会教育長祝辞のままになっていると思いますが、このままでは整合性が取れていないということで長浜市とともに事務局に働きかけていきたいと思っています。

A委員 : 私も現職のときに2、3年に1度米原市に事務局が回ってきて準備をしたことがあります。当時は後援だったので御挨拶はしていただいたかもしれませんが、共催は初めてなのでこれが他の研究会に関連してくると思うので聞かせてもらいました。そのあたりを整理しておいた方がよいと思います。

教育長 : コロナでこういう形の研究会が近年開かれていないのではと思っています。2年前に米原市が担当で、これの研究の冊子を作った時の巻頭言を私が書いた覚えがあります。現在は3年ぐらいで米原市に回ってくる形ですが、滋賀県と長浜市と米原市の関係について、もう少し県が主体でやって第5ブロックでやるのか、それとも対等の関係で3者がやるのかももう少し明らかにする必要があると思います。そういう意味で先ほどの祝辞などの内容も変わってくると思います。ただ、後援等名義使用承認申請書が共催で提出されておりますので、11月のこととはいえ承認するかどうかいかがでしょうか。

A委員 : 教育長専決でいいのではないのでしょうか。

教育長 : 分かりました。専決ということで、もう少し確認をさせていただいて、長浜市の意見も聞きながら私の方で判断させていただくことにしたいと思います。

調査後に教育長が判断することです承

議案第30号 後援等名義使用承認（後援）について

【生涯学習課】

○中高生えんげきCAMP！2023

— 以下、議案に基づき説明 —

原案承認

5 報告事項

(1) 後援等名義使用承認（後援）について

- 2023子育てと教育を語るつどい 【教育総務課】
- 2023書き損じハガキ回収プログラム 【学校教育課】
- MOA美術館湖北児童作品展 【学校教育課】
- 米原市人権教育研究大会 【学校教育課】
- ぶんさん0歳児からのコンサートVol. 3
ぱふおーまんすと楽しむおーけすとら 【生涯学習課】
- 邦楽の会「あまのがわ」第25回邦楽演奏会 【生涯学習課】
- 小・中学生無料招待事業「レイクストリームパス」 【スポーツ推進課】

6 所属長報告

資料事前送付により説明省略

7 所属長に対する質疑

A委員 : 生涯学習課の報告事項で米原市文化財保存活用地域計画の文化庁認定が7月21日とありまして、新聞を読んでいたところ記事がかなり大きく場所を取って書いてあって内容を読んだのですが、県内で9番目ぐらいに文化庁認定ということなどが書いてあるのですが、要はこの認定を受けることで、どのようなことをされて、市民や米原市にとってどんなメリットがあるのか教えてください。

事務局 : 7月21日に認定されました米原市文化財保存活用地域計画ですが、全国的に言われていますが、これまでの文化財は保護や保存ということに軸足を置いていましたが、社会の人口減少なども含め、地域で文化財を守り育てていくためには、保護や保存だけでなく活用という視点の中で今後の維持も含めた展開が必要だということで、保存活用地域計画という形で作りなさいと国から言われており、米原市は地域の特色の「水」や「街道」といったことをテーマにしているのですが、メリットとしては国の提唱している計画ですので、国の補助の採択対象になるためにまずここに記載がないと駄目ということが1点です。また、これまでは個別の計画しかありませんでしたが、米原市全体の計画があることで、これからは啓発が大事だと思いますので、地域住民の方にこの計画を持って広く情報共有して、地域の貴重な資源と一緒に活用しながら育てていこうというのを今後打ち出していくための1歩目の文化庁の認定となります。今後、冊子や概要版はお配りできるようにしたいと思っています。

A委員 : その新聞には10年間の認定ということが書いてあるので、米原市のことがいろいろアピールできると良いと思いますが、この文化財保存活用地域計画というのは、各自治体に義務付けられているものか、うちは頑張りますので作りますというものかどちらでしょうか。

事務局 : どちらかといえば作りなさいというもので過去に土台となるものがある地域は令和2年以降の推奨の中ですぐできているところもありますが、米原市の場合はありませんでしたので、令和2年、3年に地域ごとに調査して、去年1年かけて取りまとめて、この度の認定という形になっています。地域に差がありますが、基本的には作らなければならないことになります。

B委員 : タブレットのことですが、夏休みに入って家庭に持ち帰っているということで、家庭での学習補助など使い方がたくさんあると思います。このタブレットを使って、例えば学校からの宿題や記録など先生とのやり取りや報告などがあるのかが1つ質問と、家庭だけで使うのか、例えば夏休み中の学童保育に持ち出してもいいのか、そのあたりの規定があるのか教えてください。

事務局 : タブレットですが、学校や担任とのやり取りはできる状態で持って帰ってもらっていますので、課題を提出してもらえば、学校ではいろいろなことを工夫してやっています。最近ではALTがイングリッシュ動画を作っていて、最新作ができましたので伊吹山テレビで配信されるそうですが、折角なのでタブレットで見られるように工夫していて、これからそのアドレスを子どもたちに教え、新しいものを見られるようにしているところですので、何とか整えていきたいと思います。ただ、学童保育につきましては想定していません。家庭への持ち帰りということで、家庭で使う想定です。破損等のリスク等もありますので、今後検討していきたいと思いますが、まずは家庭でしっかり使ってもらえるように学校で指導しているところです。

C委員 : もしできましたらいじめの事案の中で特徴的なものということで挙げていただいている報告書の部分について聞きたいと思います。もう1つは私が夏休みになって勉強を教えている子どもがいることもあって、タブレットを子どもたちが使っているかどうかの把握ができるということで、先生との繋がりもできて良いということ子どもたちの方から話を聞いていますので、先生とのコンタクトもあって良い使い方をしてい

など感じました。

教育長 : それでははじめの事案のうち、気になる部分について紹介をお願いします。

事務局 : 報告書で挙げていることについてなぜ挙げたかという、集団登下校は子どもたちだけでしておりますので、やはりトラブルはたくさん起きます。その中で今回の被害児童や関係児童が字会を開いて欲しいということで、子どもたちからみんなで集まって話し合いをしたいと、先生に怒ってほしいということではなく、子どもたちみんなで解決したいということを書いて来てくれました。起きてしまったことは非常に残念ですが、子どもたちがはじめを自分たちでなくしていこうとしているのは良い傾向だと思いますので、そこにしっかり教師が応えていかなければいけないということで、この件を挙げさせていただきました。集団登下校のトラブルは解決が難しく、教師がずっとついて行ったりして結構な時間がかかりますので、子どもたちの自治的な能力を養える大切な教育の機会ではあると思いますので、いつもと違った視点で報告を挙げさせていただきました。

D委員 : タブレットの話ですが、この夏休み期間いろいろ発信してもらっているし、双方向のやり取りもできるということで、これが先ほどの話からすると学校によって差があるということだと思いますが、これは早く同じレベルに上げてもらって、活用してもらいたいと思います。今日は教科書の選定の話でしたが、もっと教科書を減らせるのではないかと思います。例えば地図などが必要な教科でも、QRコードで資料が出て来るので、教科書にそのQRコードがあれば、いらぬものが増えてくるのではないかという気がします。もうちょっと集約して、もっと充実した使い方をした方が子どもたちにも良いですし、教科書を持ち歩くのではなく学校に置いておいてタブレットを持ち歩くというぐらいに使いこなせたら理想のところ近づいてくれるのではないかなと思いました。先ほど破損のことを心配されていましたが、大事にしなければいけないのはもちろんですが、私たちは時計は忘れても取りに帰らないのにスマホは取りに帰らないといけない時代になっているので、子どもたちも同じぐらいに使いこなしてくれるようになるために、破損については保険があると思うので、故意はいけませんが、使っていて壊れた時にそういった保険などで補えれば、もっと身近に子どもたちが使えるのではないかと思いますので、そこも進めていただければと思います。もう1つ聞きたいのですが、この間LGBT理解増進法が通りました。タブレットが

入って来て、これから使い方の教育を進めていかないといけないですし、まだまだ学校のレベルが違うということですが、このことによって学校での時間の使い方が変わるようなことも出て来ますか。

事務局 : 時間というのはないですが、そのことを考える機会は当然あると思います。

D委員 : 学校は限られた時間ですから、その指導という形で何時間か使うということがありますか。

事務局 : 考える機会をプラスと捉えまして、市内の中学校には生徒会主導で制服を見直して分け隔てなく制服を選べるようにしているところもあり、こういった生徒が考える機会をプラスと捉えて取り組んでいます。

D委員 : 考えるのがいけないということではなく、学校の時間は決まっているので、その中でこれからいろいろやりくりしていかなくてはならなくなっていくことを考えると、新しいことをしていくにはかなり合理的に時間を使っていかないといけないのでどうかと思い質問しました。

事務局 : L G B T Q のことに限らず、国からこういうことを子どもたちに考えさせなさいという通知が来ますので、学校は1日6時間×5日間程度しか1週間にありませんので、その中で、学級活動の時間であったり、朝の会の時間であったり、工夫しながらやっていますので、コロナで止めていたことを安易に復活させるのではなく、スリム化できるところはスリム化しながら、実のある教育活動になるように教育長からも各校長に指示があったところです。

8 質疑応答

9 その他

(1) 令和5年第8回定例教育委員会の開催について

日 時 : 令和5年8月17日(木) 午後3時30分から

場 所 : 米原市役所 コンベンションホール

(2) 令和5年第9回定例教育委員会の開催について

日 時 : 令和5年9月29日(金) 午後3時30分から

場 所 : 米原市役所 3階会議室

10 閉 会

以上をもって令和5年第7回定例教育委員会を午後3時27分に終了した。